

ふるさと歴史散歩

〔第152回〕

府中町の野鳥②

ツバメ

ツバメは野鳥の中で、最も人の生活と密着している種といえるのではないでしょう。か。3月末になるといつの間にか姿を現して、家の軒先には当たり前のように巣がたきさんあり、下にはたくさん泥が散らばって掃除が大変で、初夏には餌を運ぶ親鳥とヒナの騒がしい声が聞こえ、さらにフンが散らばって（こ

ちらも掃除が大変ですよね）、夏の終わりには巣立ちヒナが電線に並びます。そして、9月にはいつの間にかいなくなってしまうという1年でした。日本の風物詩として当たり前のように繰り返されてきたように思います。

それが最近では少く様変わりしてきているようです。1つは建築の仕方の変化があります。昔のような木造家屋は数少なくなくなり、軒先に張り出た巣作りに最適な場所もなくなりまし

た。商店街のアーケードも姿を消し、夜の寝場所もありません。そして最も心配なのが、人々の意識の変化です。以前はツバメの巣がある家は栄えると言われていました

が、今では巣を作られることを嫌がる傾向があります。鳥インフルエンザの影響があるとは思いますが、必要以上に衛生面を心配することが多くなりました。

自宅近くの人気のパン屋さんにも、かつて数多くのツバメの巣がありましたが、先日久しぶりに訪ねると、何とすべての巣が取り除かれ、おまけにネットが張り巡らされており、ツバメの姿がどこにも見あたりません。その光景を見た瞬間、とても悲しい気持ちになりました。

いろいろな考えがあります。ツバメは蚊やハエなどの害虫を捕食してくれるので、人の生活に大きく役立っています。昔のようにツバメと共に生活するようなおおらかな気持ちになつて欲しいものだと思います。

府中町文化財保護審議会委員 佐伯 昌彦



消費生活相談

就活塾の強引な勧誘に気を付けよう！

相談内容



友人に、就職活動に役立つと言われ、塾の人から話を聞いた。再度友人に誘われ、今度は朝から事務所のような部屋に連れて行かれた。そこには20人くらいおり、塾の人から、講座の契約をしなければならぬと言われたが、友人から部屋に行く目的も聞いておらず、高額なコースばかりで契約できない。家族に相談すると、言えれば反対されるからと言われた。ほかの人はほとんど契約をしているようで、このままでは帰れないと思う、50万円のコースを契約し、講義を1回受けた。今からでも解約はできるか。

誘をしたこと、親に内緒と言った問題の発覚を遅らせ、誰にも相談せずに契約を決めたことなど契約までのいきさつに多くの問題点があったため、契約書を持って改めて相談に来ていた。だきました。契約書を見て業者に電話をしたところ、後ほど上司から電話をさせると言われました。しかし、当てにできないので、クーリング・オフの適用除外の記載がありました。が、まずはクーリング・オフの通知をしました。

就活に不安を抱く学生は少なくありません。契約するつもりがないのに営業所等で執拗に勧誘されたら「契約しない」「帰りたい」とはっきり告げることが大切です。



アドバイス



販売目的を明確に告げずに営業所等と呼び出す商法（アポイントメントセールス）は、特定商取引法で規制されています。また、長時間の勧

消費生活相談員による相談窓口

町民生活課(役場4階)

☎286-3128

月～金曜日

午前9時～正午

午後1時～4時